

2018年7月24日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2018年1月から2018年6月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計21件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は10件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、車椅子で靴を履こうとした際に落ちて受傷し、左大腿骨顆部骨折と診断され、その後寝たきり状態となりました。</li><li>● 事故による受傷と後遺障害に因果関係がないことから、後遺障害保険金についてはお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自宅風呂場にて上半身のみ浴槽に水没された状態で被保険者が発見され、窒息によりお亡くなりになったことが確認されました。</li><li>● 被保険者はこれまでもてんかん発作が高頻度で発生していました。加えて転倒などの受傷も確認できないことから、疾病を原因とするものであり傷害保険事故の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が行方不明となり、数日後に海にてご遺体で発見されました。</li><li>● お亡くなりになった原因が不明であり、傷害保険の対象となる事故によるものと判断することができなかったため、お支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が飲酒后、線路内に座り込み電車に轢かれ、お亡くなりになりました。</li><li>● 線路内に座り込んでいたという状況より重過失により発生した事故であることから、傷害保険事故の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、畑の上うつ伏せで意識を失っている状態で発見されました。病院に救急搬送されるも、数日後にお亡くなりになりました。</li><li>● 出血をとまなう外傷はなく、死亡診断書上も「病死」と記載されていることから、傷害保険事故の対象となる事故によるものではなくお支払対象に該当しないと判断しました。</li></ul>

<p>傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者は、スロープで滑り大腿骨を骨折され、入院して治療を受けるも受傷翌月にお亡くなりになりました。</li> <li>● お亡くなりになった原因は下行結腸癌であり、傷害保険事故の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
<p>人身傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自動車運転中に意識を消失したため石垣に衝突し、受傷されました。</li> <li>● 運転中に神経調節性失神により意識消失に至り発生した事故であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
<p>人身傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が自動車を運転中、中央分離帯を乗り越えて対向車線に逸脱し、対向側を走行していた自動車と衝突したことにより受傷されました。</li> <li>● 運転中に脳梗塞を発症したものであり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
<p>人身傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が自動車を運転中、停止している車両に追突したことにより受傷されました。</li> <li>● 運転中に脳梗塞を発症したものであり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>
<p>車両保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が自動車を運転中、意識を喪失されたことにより先行車へ追突し、負傷されました。</li> <li>● 事故発生 30 分前に睡眠導入剤を服用したことにより発生した事故であり、車両保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li> </ul>